

令和元年度

第1回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成31年4月1日から令和元年7月5日まで)

（ 総 務 部
産 業 観 光 部
都 市 整 備 部
選挙管理委員会事務局 ）

令和元年7月8日提出

郡山市監査委員

31郡監査第374号
令和元年7月8日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市選挙管理委員会

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

令和元年度第1回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和元年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	3
4 財産管理事務について	4
第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	5

令和元年度 第1回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

平成30年度に執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 総務部

総務法務課 秘書課 人事課 職員厚生課
防災危機管理課 行政マネジメント課

イ 産業観光部

産業政策課 観光課 産業創出課

ウ 都市整備部

都市政策課 区画整理課 公園緑地課 開発建築指導課

エ 選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所

監査委員室

- (2) 監査の期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 7 月 5 日まで

- (3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和元年 7 月 5 日

第3 監査の結果

選挙管理委員会事務局を除いて、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 調定事務

占用に係る使用料の算出に誤りがあった。

都市公園の占用に係る使用料の額は、郡山市都市公園条例第10条第1項、第4項及び別表第3の規定に基づき算出するものであるが、別表第3備考の規定による端数処理をせず、誤った額で調定しているものがあった。

公園緑地課

(2) 徴収事務

手数料徴収に適切でないものがあった。

手数料については、郡山市手数料条例第3条第1項の規定に基づき、申請又は請求の際に、ただし、証明手数料については交付の際に、それぞれ納付させなければならないが、申請若しくは請求又は交付の際に徴収していなかった。

都市政策課 公園緑地課

2 支出事務について

(1) 補助金等交付事務

ア 団体の収支予算書及び事業実施計画の承認前に、補助金を交付しているものがあった。

団体等への補助金等交付については、補助金等交付事務マニュアルに則り、適正に事務を執行しなければならないが、団体の総会承認前の収支予算書及び事業計画により、補助金を交付しているものがあった。

防災危機管理課

イ 財政課の合議を行っていないものがあった。

補助金の額の確定については、確定額が交付決定額と異なる場合は、補助金等交付事務マニュアルにより、財政課の合議を行わなければならないが、合議をせずに額を確定していた。

産業政策課

3 契約事務について

(1) 入札事務

ア 契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第23条第1項の規定に基づき、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。

人事課

イ 契約権者が入札保証金の免除確認をしていないものがあった。

契約権者は、一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、かつ、当該保険証書を市に提出したときは、郡山市契約規則第 25 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、入札保証金の納付を免除することができるが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。

人事課

ウ 予定価格書の作成をしていないものがあった。

契約権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、郡山市契約規則第 39 条の 3 第 1 項各号の規定により、予定価格書の作成を省略することができるが、規定を拡大解釈して、予定価格書の作成を省略しているものがあった。

産業創出課

(2) 契約締結事務

契約書に必要な書類が添付されていないものがあった。

契約権者は、契約を締結すべき相手方が決定したときは、速やかに契約書を作成しなければならず、その契約書には郡山市契約規則第 3 条第 2 項の規定により、関係書類を添えたものでなければならないが、必要な書類が添付されていない契約書により契約を締結しているものがあった。

職員厚生課

4 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

ア 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあった。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第 27 条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

総務法務課 防災危機管理課 公園緑地課

イ 行政財産目的外使用許可に係る事務に適切でないものがあった。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可申請を受けた際は、郡山市財産管理事務要領第 8 条第 4 項の規定に基づき、申請者に市税等の滞納があるときは許可しないものとするが、納税状況の確認をせず許可を行っていた。

総務法務課

(2) 物品管理事務

2 万円を超える物品を取得したが、備品登録を行っていないものがあった。

物品管理者は、郡山市財産規則第 70 条の規定に基づき、所管に係る備品の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

防災危機管理課

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

1 適正な財務事務の執行について

前回の平成30年度第3回定期監査においては、支出の根拠である見積書や納品書に不適正なものが見受けられたため、その再発防止策について検討されるよう意見を付したところである。

しかしながら、今回の監査においても、見積書や納品書の記載不備等、不適正なものが引き続き見受けられた。このような現状が続いていることは、大きな不正や事故につながりかねず、財務事務のリスクが常態化していることに、大きな懸念が持たれる。

財務事務の執行にあたっては、担当者1人の責任で行われるものではなく、上席者、支出権者が確認したのち、出納機関の審査を受けて支出の決定がなされるものである。公金を取り扱っているという自覚を組織全体で持ち、内部統制を図るなど、実現可能で実行性のある再発防止策について、全庁的に検討されたい。